

港長公示第3-1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和3年3月25日

衣 浦 港 長

衣浦港1号地前面海域における航泊の禁止について

衣浦港1号地前面海域の下記区域において、護岸築造工事が行われるため、工事期間中下記により船舶の航泊を禁止（当該工事作業に係わる船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、平成30年9月19日付、港長公示第30-5号による衣浦港1号地前面海域における航泊の禁止は、令和3年4月1日午前零時をもって、これを解除する。

記

1 期間

令和3年4月1日から令和3年10月31日まで

2 区域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸、棧橋により囲まれた海面

- イ 衣浦港西防波堤灯台から317度940メートルの地点（棧橋上）
- ロ イ地点から21度140メートルの地点
- ハ ロ地点から91度440メートルの地点
- ニ ハ地点から153度460メートルの地点
- ホ ニ地点から186度300メートルの地点
- ヘ ホ地点から189度100メートルの地点（衣浦港西防波堤灯台）

3 標識

上記イ点には、灯標1基（黄色4秒1閃）、ロからホの4地点及びその中間に別図のとおり灯浮標8基（黄色4秒1閃）が設置されている。

4 警戒船

工事区域周辺には、警戒船2隻が配備されている。

警戒船には、「警戒船」と記載した表示板又は横断幕が掲げられている。

別図

